モラルとマナー 人と動物が社会で共存していくために必要なこと

動物愛護週間／9月20日㈭～26日㈬

一緒に暮らす動物たちは、私たちの生活に安らぎを与えてくれます。その一方で、世の中には動物を好きでない人もいます。地域で動物たちと共に暮らすため、適正な飼養に必要なルールとマナーについて、もう一度考えてみましょう。　環境課 ☎ 35-3744

【適正飼養チェック表】

□1．人に危害を加えたり、近隣に鳴き声などで迷惑をかけていませんか。
　散歩やエサなど、欲求が十分満たされているか、確認してみましょう。

□2．生まれてくる新しい命に責任が持てない場合、不妊去勢手術などを施していますか。
　飼いねこの場合、市の「飼い猫適正飼育補助金（不妊去勢手術補助金）制度」が利用できます。1匹につき5,000円の補助があります。

□3．動物と人の双方に感染する恐れのある病気について、正しい知識を持ち、自分や他人への感染を防いでいますか。
　ワクチンなどを正しく接種させましょう。

□4．迷子の動物が、後を絶ちません。「室内で飼っているから大丈夫」と思っていませんか。
　大規模地震などの災害は、いつ発生するか分かりません。首輪に住所・氏名・連絡先を記入するなどして、飼い主を明らかにしましょう。

□5．犬・ねこの登録を、忘れていませんか。
　犬の登録料は、1匹3,000円、ねこは無料です。犬・ねことも、鑑札と登録手帳の交付を受けてください。

□6．犬・ねこの死亡届や住所の変更などは、済んでいますか。
　詳しくは、環境課へお問い合わせください。

□7．犬は、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。欠かさずに、動物病院または集団注射で接種させていますか。
　狂犬病は、恐ろしい病気です。毎年欠かさずに、予防接種を受けさせましょう。

□8．散歩する際は、必ずリードを付けていますか。また、糞の処理用具を携行し、糞を持ち帰っていますか。
　首輪やリードが、緩んでいないか、傷んでいないか確認しておきましょう。

□9．ねこは、室内で飼っていますか。
　ねこの行動範囲は広いため、交通事故や病気の感染を防ぐためにも、できるだけ室内で飼養することをお勧めします。子ねこのうちから、根気よくトイレのしつけをしたり、室内に段差を付けたりすると、容易に室内で飼養することができます。

【TNR事業】

市では本年度から、地域ねこの推進を支援するため、市内の指定獣医師と島田市動物ボランティア会員の協力を得て、飼い主のいないねこの「不妊去勢手術」の委託事業を行っています。

この制度の目的は、人とねこが平和に共存していくために、飼い主のいないねこの増加を防止し、市民の生活環境の保持および動物愛護の精神の普及を図るものです。

地域ねことして育てていくためには、TNRという制度が一般的です。TNRとは、Trap/Neuter/Return（トラップ・ニューター・リターン）の頭文字を取った略語です。飼い主のいないねこを捕獲して、不妊手術を施した後に地域へ戻し、一代限りの命を全うさせることが目的です。

エサやりのルールは、地域の住民が決めて育て上げていきます。子どもたちにも、駆除や迫害をせずに、人とねこが地域で共存できることを学ぶことができます。ぜひ、地域ねこの推進に、ご理解ご協力をお願いします。

【動物愛護ボランティア意見交換会】

静岡県動物愛護管理推進計画などについて、動物愛護ボランティア意見交換会を開催します。ボランティア活動について興味のある人であれば、活動実績が無くても参加できます。

とき／10月15日㈪ 午後1時30分～3時30分
ところ／藤枝総合庁舎 別館2階
申し込み・問い合わせ／電話で環境課へ
しめきり／10月5日㈮